

四條畷市長選挙電子投票実施支援業務委託仕様書

本仕様書で用いられる電磁的記録式投票機その他の用語の定義は、別に定めるもののほか、法令及び「電子投票システムに関する技術的条件及び解説」によるものとする。

第1 基本的事項

1 事業名称

四條畷市長選挙電子投票実施支援業務委託

2 事業概要

四條畷市長選挙において、電子投票を次のとおり行う。

(1) 電子投票を実施する行政区について

- ① 行政区名 : 四條畷市
- ② 投票区数 : 16投票区
- ③ 開票区数 : 1開票区
- ④ 選挙人名簿登録者数 : 45,608人(令和6年9月2日現在)

(2) 選挙日程について

四條畷市長選挙は、以下の日程により執行される。

- ① 告示日 : 令和6年12月15日(日)
- ② 期日前投票 : 令和6年12月16日(月)～令和6年12月21日(土)
- ③ 選挙期日 : 令和6年12月22日(日)

3 電子投票システムの内容について

- ① 電磁的記録式投票機は、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」(平成13年法律第147号)第4条に規定されている電磁的記録式投票機の具備すべき条件を満たしていること。
- ② 総務省策定の「電子投票システムの技術的条件に係る適合確認実施要綱」に基づく適合確認を受け、10月31日(木)までに検査確認結果報告書(写し)を提出すること。
- ③ 電子投票システムの形態は、各端末に備え付けられた電磁的記録媒体に投票データを記録する媒体形態のもの(スタンドアローン型)とすること。

4 電子投票システムの委託内容等について

- ① 電子投票システムの調達はレンタルとする。(投票データを記録する電磁的記録媒体及び電磁的記録媒体を保護するケース(封印するシールを含む。)は購入による調達とする。)
- ② 本委託料は、以下の内容により構成する。
 - ・電子投票システムのレンタル、運搬、検査、監査及び操作マニュアルの作成に係る費用並びに電子投票システムで使用するソフトウェアに係る費用
 - ・物品購入に係る費用
 - ・電子投票実施に伴う人的支援に係る費用
 - ・その他電子投票の公正、適正な執行に必要な経費

5 納入後の電子投票システムの検査・保管等について

- ① 四條畷市選挙管理委員会(以下「市選管」という。)事務局職員とともに、電子投票システムの動作確認を行うための検査実施計画を策定すること。
- ② 電子投票システムは、市選管が指定する日時及び場所において、市選管事務局職員とともに動作確認を行うこと。
- ③ 検査実施後は、検査結果証明書を作成し、市選管に提出すること。
- ④ 検査実施後に、電子投票システムに故障等の不具合が確認された場合には、速やかに修理や交換を行い、再度検査を行うこと。この場合、市選管が指定する期限までに、検査結果報告書並びに不具合が発生した箇所、原因及びその対応方法等に関する報告書を市選管に提出すること。
- ⑤ 異議申出期限の翌日(令和7年1月7日)までは、すべての電子投票システムを市選管の管理下に置くこと。

6 電子投票システムの納入等について

- ① 電子投票システムは、市選管が指定する日に指定する場所に納入すること。
なお、納入する場所は複数個所を指定する場合がある。
- ② 電子投票システムの投票所・開票所への搬入は、市選管が行う。
- ③ 電子投票システムの投票所・開票所からの撤去は、市選管が行う。

7 電子投票実施に係る人的支援について

- ① 市選管との連携を密にするため、全体を把握する統括責任者を中心に常に連絡が取れ、市からの問い合わせに迅速に対応できる人員を確保すること。
- ② 市選管事務局職員及び選挙事務従事者に対し、電子投票システムの管理、運用及び電子投票システムの操作方法等の説明を行うとともに、操作説明書等附属品の説明を行うこと。
- ③ 市選管が行う市民への啓発活動について、市選管からの求めに応じて電子投票システムの操作方法等について助言すること（啓発活動への立会いまでは求めない。）。
- ④ 市選管が各投票所に電子投票システムを搬入した後に、市選管が行う電子投票システムの起動及び動作確認業務を必要に応じて支援すること。
- ⑤ 開票・集計装置の起動及び動作確認が必要と判断する場合は、市選管の指示のもと支援すること。
- ⑥ 市選管が行う業務への助言及び支援をするに当たっては、電子投票システムの取扱いに習熟した者を従事させ、適宜適切な助言等を行うとともに、電子投票システムに故障等不具合が生じた場合には、速やかに対応するよう支援すること。
- ⑦ 投開票日に投票所及び開票所で事務に従事する者の名前を、市選管が別に指定する日までに市選管に提出すること。

8 その他

- ① 四條畷市長選挙が無投票になった場合には、告示日の翌日以降分の経費の減額について、市選管と協議のうえ別途変更契約を締結すること。
- ② 投開票日において、電子投票システムが故障等の不具合により使用できず、その原因が受託業者の責めによる場合は、当該システムのレンタルに係る経費について、市選管と協議のうえ別途変更契約を締結し、減額するものとする。
- ③ 候補者の死亡等や事故により四條畷市長選挙の投票又は開票の期日が延期となった場合や再投票となった場合には、市選管と協議のうえ別途変更契約を締結すること。ただし、電子投票システムの故障が原因で投票又は開票の期日の延期や再投票となった場合は、これに伴う経費は受託業者の負担とする。
- ④ 選挙終了後、異議申出があった場合の対応については、必要に応じて市選管と協議のうえ定めること。

- ⑤ 電子投票システムのハードウェア及びソフトウェアについて、法令及び「電子投票システムに関する技術的条件及び解説」に照らして必要があると市選管が認める場合には、市選管と協議のうえ、指定する期限までに電子投票機器の改善に努めること。
- ⑥ その他この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市選管と協議のうえ定めること。
- ⑦ 経費の内訳を明らかにできる書類を市選管の求めに応じて提出すること。
- ⑧ 業務上知り得た事項については、契約終了後もこれを他に漏らさないこと。
- ⑨ 故意又は不注意により選挙事務従事者又は選挙人が電子投票を実施するために必要な機器等（レンタルするものに限る。）を破損させた場合は、市がその損害を補償する。

第2 電子投票システムの種類及び数量並びに人的支援の量

1 啓発関係

電子投票に係る啓発については、市選管が11月中旬～12月上旬頃にかけて実施する予定である。

(1) レンタルによる調達について

機器の種類	数量	特記事項
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> 1 電子投票システムの運搬、配備場所及び設定時期については、市選管の指示に従うこと。 2 使用するソフトウェアは、電子投票システムにインストール済とすること。 3 令和6年11月15日までに納品するよう努めること。同日までに納品が困難な場合は、市選管と協議の上、啓発活動に支障を与えないように速やかに納品すること。 4 レンタル期間は、納品日から令和7年1月7日までとする。
電磁的記録式投票機 (当該機器を稼働させるために必要な機器を含む。)	台数：10台	<ul style="list-style-type: none"> 1 市選管では、常時啓発（市内の公共施設等に電磁的記録式投票機を設置する啓発）及び移動啓発（市選管が指定する時間及び場所で行う啓発）の実施を予定している。 2 常設啓発で使用する場合は、盗難防止措置を講じること。 3 左記10台は、10か所に設置することを前提に、当該機器を稼働させるために必要な機器の数を積算すること。

開票・集計装置一式 (開票・集計装置接続用機器等、開票・集計に必要な機器等も全て含めること。)	2セット	1 開票・集計装置一式は、開票事務従事者の研修で使用する。
--	------	-------------------------------

(2) 購入による調達について

機器の種類	数量	特記事項
共通事項		1 納品希望日 令和6年11月15日までに納品できるよう努めること。同日までの納品が困難な場合は、市選管と協議の上、啓発活動に支障を与えないよう速やかに納品すること。
投票データを記録するための電磁的記録媒体(正・副)	個数: 20本	1 電磁的記録媒体には電磁的記録媒体を保護するケース及び封印するシールを含むこと。 2 操作ログが、投票データを記録する電磁的記録媒体とは別の記録媒体に保存されるものについては、その記録媒体も別に用意すること。
候補者情報インストール用等記録媒体	個数: 4個	1 操作ログが、候補者データを記録する記録媒体とは別に保存されるものについては、その記録媒体は別に用意するものとする。 2 記録媒体には電磁的記録媒体を保護するケース及び封印するシールを含むこと。
開票・集計装置の操作ログを記録するための電磁的記録媒体	個数: 2個	1 開票・集計装置を2台レンタルするため、2個を納品すること。

2 期日前投票所関係

(1) レンタルによる調達について

機器の種類	数量	特記事項
共通事項		1 電子投票システムの運搬、配備場所及び設定時期については、市選管の指示に従うこと。 2 使用するソフトウェアは電子投票システムにインストール済とすること。 3 令和6年11月29日までに納品するよう努めること。同日までの納品が困難な場合は、市選管と協議の上、期日前投票に支障を与えないように速やかに納品すること。 4 レンタル期間は、納品日から令和7年1月7日までとする。
電磁的記録式投票機 (当該機器を稼働させるために必要な機器全て含めて納品すること。)	台数: 計24台 ①市役所東別館 : 9台+予備機1台 ②グリーンホール田原:	1 操作画面等の詳細については、候補者数等により修正しなければならないため、市選管と協議の上作成すること。 2 電子投票システムの形態が、別記1(1)

	: 9台+予備機1台 ③市選管管理分 : 4台	②に類する場合は、左記台数は入力装置の台数に読み替え、これら台数に応じて設置する電磁的記録式投票機も必要数納品すること。 なお、台数の内訳は、左記①～③のとおりであるので、それを前提に積算すること。 3 左記当該機器を稼働させるために必要な機器の数及び前記2の場合の電磁的記録式投票機の台数は、左記①～③の通り使用することを前提に積算すること。
封印容器（外容器）	個数：計6個 ①市役所東別館 : 2個 ②グリーンホール田原 : 2個 ③市選管管理分 : 2個	1 施錠するための鍵を含むこと。

(2) 購入による調達について

機器の種類	数量	特記事項
投票データを記録するための電磁的記録媒体（正・副）	個数:電子投票システムの形態によって異なるため、期日前投票用としてレンタルする電磁的記録式投票機（24台）に必要な数量（正・副）を納品すること。	1 納品希望日 令和6年11月29日までに納品できるよう努めること。同日までの納品が困難な場合は、市選管と協議の上、期日前投票に支障を与えないよう速やかに納品すること。 2 電磁的記録媒体には電磁的記録媒体を保護するケース及び封印するシールを含むこと。 3 操作ログが、投票データを記録する電磁的記録媒体とは別の電磁的記録媒体に保存されるものについては、その電磁的記録媒体も別に用意すること。

3 投票日当日関係

機器の種類	数量	特記事項
(共通事項)		1 電子投票システムの運搬、配備場所及び設定時期については、市選管の指示に従うこと。 2 使用するソフトウェアは電子投票システムにインストール済とすること。 3 令和6年12月6日までに納品するよう努めること。同日までに納品が困難な場合は、市選管と協議の上、当日投票に支障を与えないように速やかに納品すること。 4 レンタル期間は、納品日から令和7年1月7日までとする。

電磁的記録式投票機 (当該機器を稼働させるために必要な機器全て含めて納品すること。)	台数：106台	<ol style="list-style-type: none"> 1 操作画面等の詳細については、候補者数等により修正しなければならないので、別途市選管と協議の上作成すること。 2 電子投票システムの形態が、別記(1)②に類する場合は、左記台数は入力装置の台数に読み替え、これら台数に応じて設置する電磁的記録式投票機も必要数納品すること。 3 左記当該機器を稼働させるために必要な機器の数及び前記2の場合の電磁的記録式投票機の台数は、別記1の(2)のとおり通り使用することを前提に積算すること。
封印容器(外容器)	個数：計32個 (16投票所×2個)	<ol style="list-style-type: none"> 1 施錠するための鍵を含むこと。

(2) 購入による調達について

機器の種類	数量	特記事項
投票データを記録するための電磁的記録媒体(正・副)	個数：電子投票システムの形態によって異なるため、投票日当日関係用としてレンタルする電磁的記録式投票機(106台)に応じて必要な数量(正・副)を納品すること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 納品希望日 令和6年12月6日までに納品できるよう努めること。同日までの納品が難しい場合は、市選管と協議の上、当日投票に支障を与えないよう速やかに納品すること。 2 電磁的記録媒体には電磁的記録媒体を保護するケース及び封印するシールを含むこと。 3 操作ログが、投票データを記録する電磁的記録媒体とは別の記録媒体に保存されるものについては、その記録媒体も別に用意すること。

4 投開票事務に対する人的支援(期日前投票を含む。)

	支援項目	日数等	支援内容
共通事項			<ol style="list-style-type: none"> 1 作業を行う日時及び場所については、市選管の指示に従うこと。 2 電子投票システムの取扱いに習熟した者を従事させ、適宜適切な助言等を行うとともに、電子投票システムに故障等不具合が生じた場合には、速やかに対応すること。

事前準備	職員研修支援	1人×2時間×3回／1日 (市選管が別途指示する1日)	<p>1 市選管事務局職員及び選挙事務従事者に対し、電子投票システムの管理、運用及び電子投票機器類の操作方法等の説明を行うとともに、操作説明書等附属品の説明を行うこと。</p> <p>2 市選管事務局職員及び選挙事務従事者に開票・集計システムの操作方法の説明を行うこと。</p>
立候補届出日 (12月15日)	候補者データの入力、電子投票システムへのインストール用記録媒体作成及び電子投票システムの設定作業に係る支援	1人。時間については、午後4時からデータ入力の終了まで	<p>1 立候補届出日に市選管が行う候補者データの入力、電磁的記録式投票機へのインストール用記録媒体の作成及び電子投票システムの設定作業等の支援を行うこと。</p> <p>また、期日前投票所用の電子投票システムへの設定等については、市選管が立候補届日以降使用できるように支援すること。</p>
期日前投票期間	期日前投票期間中の支援	<p>1 期日前投票所(2箇所) ①市役所東別館 (12月16日～21日) ②グリーンホール田原 (12月20日及び21日) 2人×6日 (2人で2箇所を担当)</p> <p>2 支援時間 各日午前8時から午後8時まで</p>	<p>1 必要な作業があれば、市選管から指示する。</p>
投票日当日	投票支援	<p>1 投票所(16箇所) (12月22日) 2人×1日 (2人で16箇所を担当)</p> <p>2 支援時間 午前6時から午後8時まで</p>	<p>1 投票日当日に、電子投票システムの運用に係る支援を行う。</p>
	開票・集計支援	<p>1 開票所(1箇所) 2人×1日</p> <p>2 支援時間 午後8時から開票終了まで</p>	<p>1 市選管が開票所を設営後に行う開票・集計装置の起動及び動作確認業務の支援を行うこと。</p> <p>2 開票・集計装置の操作に係る支援を行うこと。</p>

第3 必要書類等

1 電子投票システムとあわせて納入するもの

書類	数量	備考
ハードウェア仕様書	1部	電子投票システムのハードウェアの基本的な特性についての情報を開示すること。
ソフトウェア仕様書	1部	電子投票システムのソフトウェアの基本的な特性について情報を開示すること。
試験成績書	1部	電子投票システムに対して「電子投票システムに関する技術的条件及び解説」において示された技術的条件について自己検査を実施した結果を証明するものであること（テスト結果等）。
検査実施計画案	1部	電子投票システムの納入後、市選管とともに、電子投票システムの動作確認を行うための検査実施計画の案であること。

2 市選管の確認を得た後納入するもの

書類	数量	備考
操作マニュアル (投開票所用)	1部	1 市選管事務局職員が電子投票システムの管理・運営及び操作方法を学習するものであること。 2 マニュアルは、原本を1部とデータを提出すること。

3 選挙前に提出するもの（提出期限は、市選管が指示する。）

書類	数量	備考
検査結果証明書	1部	1 検査実施計画に基づき、市選管の電子投票システムの動作確認を実施、その結果を報告書として市選管に提出すること。 (検査実施後に電子投票システムに故障等の不具合が確認された場合に提出する検査結果報告書並びに不具合が発生した箇所、原因及びその対応方法等に関する報告書を含む。)

4 選挙後の異議申し立て及び訴訟への対応

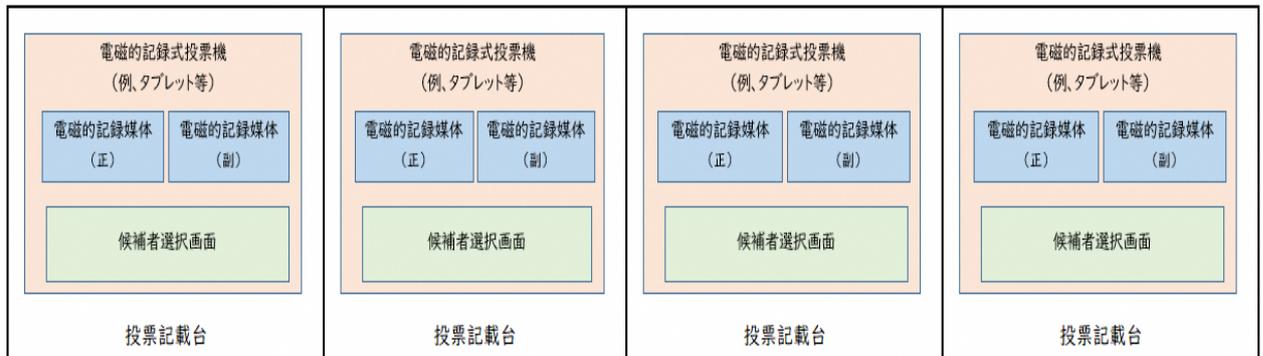
選挙後に異議申し立て及び訴訟が起こった場合に備えて、電子投票システム（ハードウェア、ソフトウェア）は、必要に応じて再集計又は再検査が行えるようにしておくこと。また、電子投票システム設計書等必要な書類の提示が行えるようにしておくこと。

(別記)

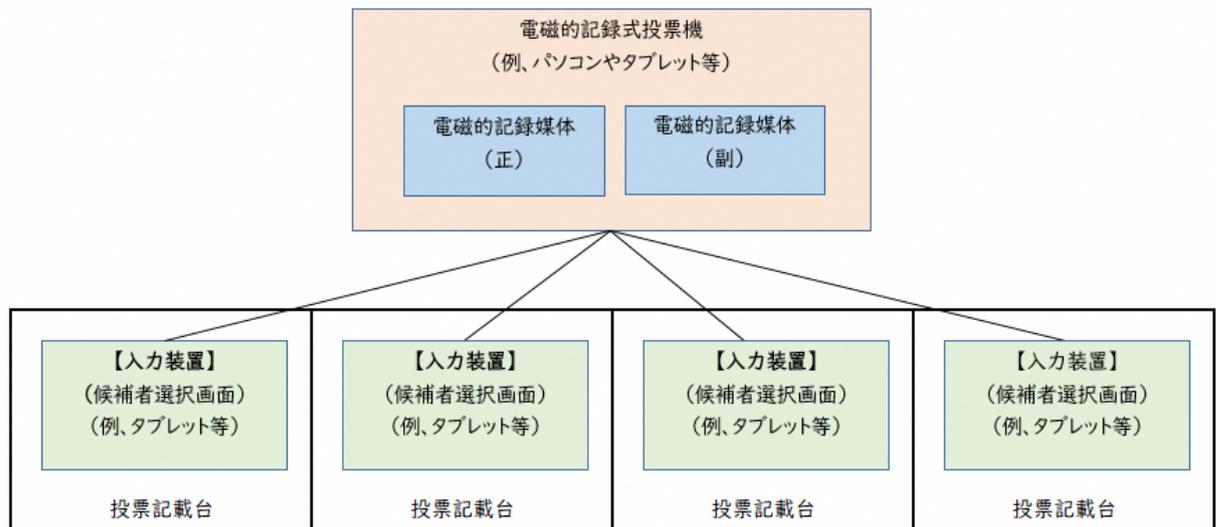
(1) 電子投票システムの形態の例について

電子投票システムの形態は複数考えられることから、参考までに以下の例（①及び②）を示す。ただし、本仕様書において求める電子投票システムの形態は、以下に限定するものではない。

①



②



(2) 投票区ごとの電磁的記録式投票機の設置数一覧表

投票区	投票所名	投票区別 選挙人名簿の登録者数(人) (令和6年9月2日現在)	設置数(台) (投票所記載台に設置する 電磁的記録式投票機の台数)	予備機(台)	計(台)
第1投票区	畑中公民館	2,750	7	1	8
第2投票区	楠公町公民館	1,102	7	1	8
第3投票区	藪屋公民館	1,057	7	1	8
第4投票区	市役所東別館	5,916	9	1	10
第5投票区	岡山自治会忍ヶ丘会館	5,248	9	1	10
第6投票区	グリーンホール田原	3,625	9	1	10
第7投票区	雁屋公民館	2,599	7	1	8
第8投票区	清滝自治会館	3,126	7	1	8
第9投票区	塚米公民館	1,700	7	1	8
第10投票区	江瀬美公民館	2,414	7	1	8
第11投票区	府営清滝集会所	834	7	1	8
第12投票区	二丁通会館	2,228	7	1	8
第13投票区	岡山自治会東別館	4,666	9	1	10
第14投票区	岡部小学校	2,354	7	1	8
第15投票区	教育文化センター	2,278	7	1	8
第16投票区	北谷公園管理棟	3,711	7	1	8
市選管管理分		—	0	4	4
合計		45,608	120	20	140